

お客さま各位

日本航空株式会社

【お願い】タイ税関 貨物事前情報提出制度の変更について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社に格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、タイ税関当局より2018年3月1日以降にタイ線に搭載される貨物を対象としたマニフェスト情報事前提出制度の変更通知を受けており、これに伴う弊社の対応について、下記のとおりご案内いたします。皆さまにおかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 適用開始日

2018年3月1日(木)の出発便搭載分より

2. 対象便および対象貨物

スワンナプーム国際空港(BKK)に乗り入れる弊社便に搭載されるすべての貨物

3. マニフェスト事前情報提出制度の変更点

(これまで)

- ①FWB/FHLと券面(MAWB/HAWB)に齟齬があった場合、1件単位で訂正料(罰金)が航空会社に請求されていた。
- ②タイ税関への提出期限は対象便の到着2時間前まで。

(2018年3月1日以降)

- ①訂正料(罰金)は航空会社ではなく、CNEEさまに請求される。
- ②タイ税関への提出期限は対象便の出発後、1時間以内。

4. お客さまへの依頼事項

従来通り、以下の料金を申し受けます。

料金およびコードは航空貨物運送状上のOther Charge欄に必ず記載下さいますようお願いいたします。

また、弊社に電子送信いただく場合は、MAWB/HAWB券面に沿った正しい登録をお願いいたします。

| | HAWB データ提出方法 | HAWB 一件あたりの料金 | Other Charge 欄記載コード | 提出締め切り時間 |
|---|-------------------------|---------------|---------------------|----------|
| ① | 書面にて弊社空港部門に提出 | ¥500 | CC | 便出発の3時間前 |
| ② | CCS JAPAN 等のベンダー経由で電子送信 | ¥150 | CG | 書類搬入前 |

*所定の時間までに正確な情報をご提供いただけない場合、オフロードや、受託をお断りする可能性もございますので、時間厳守を徹底いただきますようお願いいたします。

*上記手数料は、日本地区発貨物が適用の対象となります。お支払い方法は前払い(Prepaid)、着払い(Charges Collect)共に可能ですが、着払いの運送条件については最新の TACT Rule をご参照下さい。

5. 注意点

お客さまが罰金通知を受けた場合は、まず航空貨物運送状上の Other Charge 欄をご確認ください。

Other Charge 欄に「CG」と記載されている場合、FWB および FHL データは SHPR および代理店さまにより登録されておりますため、JAL CARGO での対応は出来かねます。Other Charge 欄に「CC」と記載されている場合、FWB および FHL データは弊社空港部門にて登録しておりますため、そちらまでお問い合わせください。

以上